

(参考) これまでの研究費不正使用防止に係る取組

○ 機関内の責任の明確化

問題点	対応策	実施時期
研究費の運営・管理に関する責任者と権限が明確でなく、研究費についての学長の責任と権限が明文化されていない。	① 学長を最高管理責任者とするなど、研究費を適正に運営及び管理するための責任者と権限を明確にした「産業技術大学院大学研究費の不正使用防止に関する規則」を制定した。	H19. 11
	② 大学の公式ホームページにおいて、不正使用防止推進体制の概要及び関係規則を公表した。	H19. 11
	③ 大学の公式ホームページにおいて、最高管理責任者（学長）が、不正使用防止に対する取組姿勢を公表した。	H19. 11

○ 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

問題点	対応策	実施時期
(1) ルールの明確化・統一化 ルールがわかりづらく、その解釈について統一的な運用ができていないため、事務処理に混乱が生じるおそれがある。また、ルールと運用実態とが乖離するおそれがある。	① 研究費の種類等ごとに、事務処理手続きに関する専門部署による相談窓口を設置した。	H19. 11
	② 「研究費の取扱いについて（手引き）」を作成し、会計担当事務職員及び教員に配布した。	H18. 11
	③ 研究費使用ルール等の見直しに伴い、既存の「研究費の取扱いについて（手引き）」を改訂し、学内に周知を図った。	H21. 7
	④ 物品検収手続きについて、一部会計制度変更を反映させるとともに、購入方法、納品方法等によって異なる手続きを明確化し、説明会等で重点的に説明した。	H24. 5 及び H24. 10

問題点	対応策	実施時期
<p>(2) 職務権限の明確化 職務権限が明確になっていないと、責任の所在があいまいになってしまうおそれがある。</p>	<p>① 50万円未満の研究費の発注事務を見直し、教員へ委任することで、教員の発注権限を明確にした。</p> <p>② 教員による検査員制度を廃止し、原則事務職員による検査を行うこととした。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
<p>(3) 関係者の意識向上 研究者、事務職員ともに不正使用防止の取組に対する認識が不十分である。</p>	<p>① 教授会や教育研究審議会で議論の上、「産業技術大学院大学における研究者の行動規範」を制定した。</p> <p>② 「研究費の不適正経理に係る調査方針」を定め、物品取引業者や教員への確認や過去5年間の物品購入に関する書類について、不適切な取引の有無について調査を実施した。</p> <p>③ 事務職員の行動規範について、倫理規程や就業規則との整合性を踏まえ、制定した。</p>	<p>H19. 12</p> <p>H23. 11</p> <p>H24. 3</p>
<p>(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 不正使用が疑われる場合の調査に関する規程が未整備である。</p>	<p>① 「産業技術大学院大学研究費の不正使用に係る調査手続等に関する取扱規程」を制定した。</p> <p>② 懲戒手続に関する規則における懲戒処分の対象となる事由に「研究費の不正使用」を加えた。</p>	<p>H22. 4</p> <p>H22. 4</p>

○ 研究費の適正な運営・管理活動

問題点	対応策	実施時期
(1) 予算執行状況の把握 教員と事務局との間で発注・予算執行状況に係る意思疎通が不十分である。	事務職員だけでなく教員も学内LANを利用して執行状況を照会できるようなシステムを改修した。	H19. 11
(2) 弾力的な運用 不測の事態により研究費が不足することとなった場合等、硬直的な予算執行制度の下では、会計操作が行われるおそれがある。	一般財源研究費の弾力的な使用を可能とするため、「基本研究費立替制度」を設けた。	H19. 11
(3) 処分 不正に関与した業者に対する処分方針が明確でない。	「公立大学法人首都大学東京競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱」を定めた。	H19. 11

○ 情報の伝達を確保する体制の確立

問題点	対応策	実施時期
研究費の使用ルール等に関する理解を学内に浸透させるための体制や、不正に関する通報者及び被告発者保護の仕組みができていない。	① 研究費の使用ルール等について、学内からの相談を受け付ける専門部署による相談窓口を研究費の種類ごとに設置した。 ② 研究費の不正使用についての通報窓口を学外の弁護士に委嘱した。 ③ 研究費不正使用への取組に関する大学の取組体制、各種窓口、研究者の行動規範等について、ホームページにより学外に公表した。	H22. 4 H22. 4 H22. 4